

第20回社会保障審議会年金部会 議事録

平成15年6月12日

日 時：平成15年6月12日（金） 10：00～12：10

場 所：日本教育会館

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大山委員、岡本委員、翁委員、小島委員、
近藤委員、杉山委員、山口委員、山崎委員、若杉委員、渡辺委員

○ 高橋総務課長

定刻になりましたので、ただいまより、第20回社会保障審議会年金部会を開催いたします。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

座席図、議事次第のほか、次のとおりでございます。

資料1-1、「企業年金等について」、資料1-2、「企業年金関係参考資料」でございます。資料2、「公的年金等に係る税制について」、資料3、「第20回年金部会委員提出資料」、参考資料といたしまして、前回お配りいたしました「給付と負担の在り方に関する意見の整理」、これにつきましては、委員からのご指摘を踏まえまして修正を加えたものを配布しております。

委員の出欠の状況でございますが、本日は大澤委員、堀委員、矢野委員がご欠席というふうに伺っています。山口委員が少し遅れていらっしゃるようでございます。ご出席いただいております委員の皆様方は三分の一を超えておりますので、会議は成立いたしております。

それから、局長は審議会に出席する予定だったのですが、急遽用事ができてしまいまして、欠席になりますが、ご容赦賜りたいと思います。

それから、本日は12時半までのご予定というふうにご案内申し上げておりましたが、委員からいただいております意見書の分量が少ないため、今日は大体12時ぐらいで終わるだろうと思いますが、そのこともご了承いただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、宮島部会長にお願いいたします。

○ 宮島部会長

それでは、これから会議を開催いたしますが、今回は、「企業年金」と「税制」の議論を行いたいと思います。もちろん両者が関連する重要な点もございますけれども、一応テーマとしては2つに分けて議論を行いたいと考えております。この企業年金につきましては、当部会では議論をするのは初めてということでありますので、事務局の説明を少し丁寧にしていただき、議論を含めて、1時間か1時間15分程度で考えております。

ただいま、総務課長からも説明がございましたように、別に2時間半やるのが、目的ではなくて、無論議論があれば、2時間超えてやることもやぶさかではありませんが、議論の流れによっては2時間程度で本日の会議を終わることも可能であります。今日は休憩をとらずに進めさせていただきたいと考えております

ので、審議の方にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず企業年金についての議論に入りますが、事務局の方で資料を用意しておりますので、その説明を受けたいと思います。それでは事務局から40分ぐらいで説明をお願いいたします。

○矢崎企業年金国民年金基金課長

企業年金国民年金基金課長でございます。資料を2種類ご用意させていただいております。薄手の資料1-1「企業年金等について」、それから、少し厚めのもので、資料1-2「企業年金等関係参考資料集」です。参考資料集はいろいろなデータを載せているものですので、ご説明自体は、資料1-1に沿ってさせていただきたいと考えております。

まず、資料1-1でございます。企業年金等についての全般的状況、そして厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、それぞれにつきまして、現在の課題と思われる事項について載せてございます。最後の（参考）で、これ以外の私的年金の状況について簡単にご紹介申し上げたいと考えております。

1ページ目の「企業年金等の全般的状況」ですが、まず「企業年金の役割」を載せております。基本的には、老後生活を支えるのは基礎年金等の公的年金ということであろうかと思いますが、企業年金には、公的年金を補完して多様化した老後ニーズに対応するという役割があらうと思います。そういった意味で、公的年金を土台として、このような私的年金、企業年金を組み合わせることで老後の収入を確保していくというのが基本的イメージであろうかと思いますが。

企業年金の全体像を下の図に入れております。1階部分と呼ばれます基礎年金、そして2階部分と呼ばれます、サラリーマンの方が加入する厚生年金がございます。その上に企業年金がありますが、厚生年金の一部分を代行しつつ上乗せ給付を行う厚生年金基金については、加入者は1,000万人強です。そして税制上の制度でございます適格退職年金の加入員は1,000万人弱となっており、両者の重複もございますが、併せてサラリーマンの方の概ね5割をカバーとしている状況でございます。

それに加えて、新しいタイプの企業年金として、「DC」と書いてございます確定拠出年金、そして「DB」と書いてございます確定給付企業年金も新しく導入されております。

2ページの「制度改革後の企業年金等の状況」でございますが、企業年金の分野では、平成13年度に非常に大きな改革が行われました。従来の厚生年金基金のほかに、確定給付企業年金、確定拠出年金といった新しいタイプの年金もできまして、企業年金の領域が多様化して、個々の企業において、労使合意の下に様々な組み合わせで従業員の老後保障に取り組むことが可能になってきているということでございます。

現下の状況を簡単に図で示しております。まず確定給付タイプの企業年金につきまして、従来の厚生年金基金が代行部分を国に返上いたしまして、上乗せだけの確定給付企業年金になるというルートがつけられました。4月末データでございますが、現在までで520の基金が代行返上しておられるということでございます。

また、税制上の措置でございます適格退職年金は10年以内に廃止されることになっておりまして、確定給付企業年金の方に移っていくというルートがつくられております。全く新しいタイプの確定拠出年金、「日本版401k」というような言われ方もするものでございますが、企業型で申しますと、発足以来1年半程度経った3月末のデータで361規約が承認されています。この中には複数の企業で1つの規約を実施しているものもございますので、事業所数はこれより多くなってきております。企業型の加入者は32万5,000人でございます。それから自営業の方ですとか、企業年金のない企業で働いていらっしゃる方については個人で入るというタイプのもものつくられておりますが、この加入者につきましては、3月末データで1万4,000人という状況になっておりまして、着実に増加してきております。

3は「取り巻く状況」でございます。

まず1点目が、「運用環境の悪化」でございます。非常に経済情勢の厳しい中で、運用環境も悪化しております。お示ししておりますのは、厚生年金基金の最近の運用状況でございますが、11年度は13.1%という非常に高利の運用結果でございましたが、12年度は-9.8%、13年度は-4.2%、そして14年度でございますが、役所としての確定データを持っておりませんが、一部の調査機関等によりますと、-12%以上のマイナスになるというような調査結果もございます。この主たる原因といたしましては、その下の方に（注）書きでTOPIXの収益率を載せてございますが、株式市場の低迷が大きく影響しているという状況でございます。

取り巻く状況の2点目は、「雇用・退職制度の変化」でございます。雇用が終身雇用から流動化していくといった最近の流れの中で、退職給付制度、企業年金というものも、こういった状況に対応できるようにしていくべきだというニーズが益々大きくなってきているということでございます。

3ページでございます。ここからそれぞれの制度についての論点ということになります。まず「厚生年金基金制度」でございます。

厚生年金基金制度の最大の課題が「免除保険料率の凍結問題への対応」でございます。まず、厚生年金基金制度について、このページの下の方の図を用いまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。この図の左側が一般のサラリーマンの方でございまして、保険料13.58%全額を国へ納付いたしまして、1階部分、2階部分合わせて国から支給されます。

一方、基金に加入しておられる方の場合が右側でございますが、厚年の給付のうち、物価スライド、賃金再評価部分については厚年本体から支給されます。これらは世代と世代の支え合いという公的年金でなければできないものでありますので、本体の方で行っています。それ以外の部分、いわば名目値の世界については、基金が代行給付を行うということでもあります。

一方、ファイナンスの方でございますが、保険料につきまして、一般の方は全額国に保険料を納付するわけでございますが、基金加入者の場合は、その右側でございますとおり、2.4%から3%の一定の保険料については国への給付が免除され、基金にその資金が流れます。そういった意味で「免除保険料」というような言い方をしております。

2.4%から3%で波を打ってございますのは、各基金の年齢構成等の状況によって、この免除保険料率が異なっているということでございます。基金は代行部分をベースにいたしまして、さらに独自の上乗せ給付に必要な保険料を独自に取るという仕組みでございます。

この免除保険料率をどうやって算定するかというのが、このページの一番上の「○」でございます。基金制度というものは、事前積立、完全積立を原則とする財政の仕組みになってございますが、代行部分について将来必要な給付を、現時点から将来にわたって一定の保険料で賄うとしたら、保険料はどれくらいになるか、つまり平準保険料率から、この免除保険料率をはじくということでございます。このためには当然ながら、一定の平均寿命ですとか予定利子率というものが算定の基礎になっております。

2つ目の「○」でございます。従来、この免除保険料率は、厚年本体の財政再計算に伴います改正の際に、その時点での平均寿命等を考慮して見直しが行われてきております。

ところが、3つ目の「○」でございますが、直近の平成12年改正では、厚年本体の保険料自体が凍結されたということがございまして、これに連動して基金に渡されます免除保険料率も、凍結されております。

なお、(注)のところでございますが、こういった免除保険料率の凍結措置に伴いまして、基金財政上のバランスをとるため、基金が代行給付に必要なものとして持っていたかなければならない最低責任準備金も11年9月末時点で凍結しました。以降は、免除保険料として入ってきます収入から、代行給付分の支出を引いたの差額を、さらに厚年本体の運用利回りの実績で付利していくといった形で、財政上のバランスをとっているという状況でございます。

4ページでございます。それでは、こういった免除保険料率の凍結がこういった影響をもたらしているかということでございます。当然ながら、直近の平均寿命ですとか、直近の運用環境とはそぐわない状況になっておりまして、厚生年金基金にとってみますと、事前積立に必要な免除保険料率とはなっていないという状況でございます。これを図示したものが下のイメージ図でございます。

先ほど申しましたように、免除保険料率は、将来の代行給付に必要なものを現時点から将来にわたって、一定の保険料で賄うという考え方で設定しております。現在は上げが凍結されておりますので、予定利子率は5.5%という数値になっております。仮に予定利子率を現下の運用状況に合わせまして下げるということにいたしますと、このイメージ図でいいますと、割り引くときの斜線がより水平に近くなるということになりまして、免除保険料率を上げる方向に作用することになります。

一方、死亡率改善というものが右側にございますが、より長生きするということであれば、将来の給付も膨らみますので、こちらも免除保険料率を押し上げる方向に作用します。

一方で、12年の改正では、厚年本体の給付が支給開始年齢の上げですとか、給付乗率の見直しということで縮小しております。したがって、凍結を解除する際には、基金の代行部分もこれに合わせて縮小、整理するということが考えられますが、こういうことをいたしますと、当然ながら将来代行する範囲が縮小いたしますので、この点につきましては、免除保険料率を押し下げる方向に作用します。つまり、予定利子率、死亡率、基金の代行範囲、こういったいろいろな要素が相まって、免除保険料率を動かすことになると

いうことでございます。

総じて言えば、予定利率の引下げを行った場合の効果は大きゅうございますので、今申し上げた要素を勘案しても、やはり免除保険料率は引き上げる方向に作用するということでございます。

「最低責任準備金」についても同じような絵が下に書いてございます。こちら11年9月末時点で凍結されて、以降はそこに数字が書いてございますが、厚生年金本体の利回りで付利されるということでございます。ここでも予定利率、死亡率、給付の代行範囲の見直しというもので変化いたしますが、作用する方向は、免除保険料率と基本的に同じでございます。

5ページでございます。以降、それぞれの要因をもう少し詳しく説明させていただくべく用意した資料でございます。

まず、「予定利率の変更」でございますが、予定利率は、現時点は5.5%となっております。12年改正で厚年本体の予定利率（名目値）は4%と見直されておりますが、免除保険料率算定上の予定利率は、5.5%のままでございます。

仮に、この凍結を解除しまして、予定利率を引き下げた場合、こういった現象が生ずるかということでございますが、これにつきましては、下の方の図を見ていただきたいと思います。まず将来の加入期間についてでございますが、これは先ほど申し上げましたように、免除保険料率を引き上げる方向に作用いたします。

一方、予定利率の引き下げというものは、割引率が小さくなりますので、既に参加していた期間に基づきます給付債務を増加させることとなります。この図中、斜線を引いておりますBという領域でございます。

したがって、予定利率を考える場合にも、将来期間についての免除保険料についてどう考えるかという点と、過去の加入期間に係ります給付債務を増大するという点についてどう考えるかという点の2つの問題があるということでございます。

（注1）でございますが、今は予定利率の引下げ局面についての議論であります。逆に将来予定利率を引き上げるという局面では、今申し上げたのと全く反対の状況が惹起するということでございます。

（注2）でございますが、過去の給付債務の増大という点に関しましては、現在は最低責任準備金は凍結されており、厚年本体の運用利回りで付利するという仕組みでございますので、予定利率と本体の運用実績との乖離分というのは、自動的に調整されております。

6ページでございます。「死亡率の改善」、つまり平均寿命の伸びという要素でございます。これも、予定利率と同様に、将来の話と過去の加入期間の話とを分けて議論する必要があるかと思っております。将来の加入期間について申し上げますと、これも直近の生命表とは乖離しておりますので、見直すということになりますと、免除保険料率を上昇させる要因になります。この点についてどう考えるかということでございます。

これも下の方に図がございまして、前回改正で凍結しておりますので、前回までの平均寿命の伸びと、今回改正までの平均寿命の伸び、この2回分について対応するということになるかと思っております。

②が、「過去の加入期間分」でございます。これも下の方にイメージを書いてございますが、端的な事例で申し上げますと、既に受給しておられる方につきましても、当初予定したよりも長生きされるということ

になりますので、当初よりも給付債務が増大するということになります。この点についてどう対応するかということをございます。

7ページでございます。「免除保険料率の上下限」という問題でございます。冒頭申し上げましたように、免除保険料率は各基金によって異なっております。経緯を申し上げますと、1つ目の「○」でございませけれども、従来は全基金一律の免除保険料率となっておりますが、平成6年改正におきまして、各基金の代行を行うコストに合ったような形で免除保険料率も設定しようということで、法律改正が行われました。

各基金の代行コストに合ったというのはどういう意味かということが(注)でございます。例えば、年齢構成の高い基金の場合には、受給までの期間が短く利子を享受する期間が短いため、相対的に代行に要するコストは高くなります。逆に年齢構成の若い基金ですと、受給までの期間が長く、利子を相対的に多く得られるということになりまして、代行コストは相対的に低くなるということでございます。

平成6年の改正の際に、こういった個別化が図られたわけでありませが、上限と下限というのが設けられています。現在、各基金が上限と下限の中にどのように分布しているかというのが下の表でございませ。左側の料率というのは、総報酬ベースの料率でございませ。右側の15年4月1日現在の欄を見ていただくと、全基金1,163という数字がありますが、これは既に代行返上されておる基金を除外したデータでございませ。むしろ、これで見えていただくのがよろしいかと思ひませ。例えば、代行コストが23%以下の基金は50基金、占めるシェアは4.3%ということでございます。

一方、上限を超える基金、一番下の31%以上のものでございませが、これが143基金、シェアは12.3%ということでございます。こういった上下限を超えている基金の存在をどう考えるかということでございます。

この免除保険料率の上下限の問題は、当然ながら免除保険料率自体をどうするかという中で議論していく必要があります。

8ページ(5)の「最低責任準備金」でございませ。免除保険料率の凍結解除の問題と最低責任準備金の凍結解除の問題は裏腹の問題になりますので、代行範囲、予定利率、死亡率等の要素を勘案した免除保険料率の見直し内容に応じまして、最低責任準備金の見直し方も考えていく必要があるということでございます。

ただ、この場合、2つ目の「○」でございませが、仮に最低責任準備金を見直し、凍結を解除した場合、基金ごとに見直すと、現在責務とされております最低責任準備金の額より大分大きくなってしまふというケースがあり得ませ。そういったケースについてどう考えるか。技術的な話でもございませが、経過措置的なものをどう考えるかという点があろうかと思ひませ。

参考のところ、**「厚生年金基金連合会への対応」**というものを挙げさせていただいております。厚生年金基金連合会は、各基金が集まってつくっているものですが、この連合会におきまして、会社を途中でやめられて基金から脱退される方を引き受けたり、「制度終了時」と書いてございませが、基金を解散された方の原資を引き受け、老後に年金として支払うといった仕事をしております。この連合会につきましても、予定利率の見直し、あるいは平均寿命の伸びによる見直しといったものは各基金と同様に生じますので、併せてどう考えていくかという点が必要ということでございます。

9ページでございます。厚生年金基金制度のもう一つ大きな課題として、「厚生年金基金の解散への対応」という点を挙げさせていただいております。

まず、(1)「基金の解散の状況」で、時系列的に数字を挙げさせていただいております。平成13年度では59基金、平成14年度では73基金が解散されております。これもやはり運用環境の悪化ですとか、母体企業の経営状況が苦しいといったものが主たる原因でございます。

ただ、(注)のところで書いてございますが、括弧書きの数字、13年度では1基金、14年度では9基金でございますが、これは解散後、確定拠出年金に移行するというケースでございますので、ここは少し意味するところが違うと思われまして、いずれにせよ、60前後の基金が近時解散されておるということでございます。

(2)で「厚生年金基金の財政状況」というものをお示ししてございます。この下の表の左側でございますが、積立金水準と言われているものでございます。これは代行給付を行うのに持っていただかなければいけない最低責任準備金に対しまして、時価評価しました純資産の比率ということでございます。これが1.0未満であるということは、代行を行うための準備金が不足している状況ということになります。俗に代行割基金と呼ばれる状況でございます。

右側の数字は基金数でございます。はだか書いてある数字が全基金でございますが、カギ括弧の中に入れております数字は、その後代行返上か解散した基金を除いたものの状況でございます。したがって、むしろ代行返上か解散した基金を除いたカギ括弧の中の数字をご紹介の方がよろしいかと思っておりますが、1,162基金のうち、1.0を下回るものが247基金となっております。

この状況を設立形態別に見てまいります。右側の総合型と申しますのは、中小企業が、県単位あるいは全国単位で集まりまして基金を形成しておるタイプでございます。この総合型で見ますと、609のうち217が積立水準1.0未満といった状況になってきております。なおこのデータは、表の上の方に書いてございますが、14年3月末のデータでございます。もちろん各基金は給付設計の見直しですとか、掛金の引き上げといったような経営努力はしておられますが、昨年度(14年度)は冒頭ご紹介しましたように、非常に運用状況が厳しいということを考え合わせますと、この時点よりも、現在はより厳しい状況になっていると考えられるのではないかと考えられます。

10ページでございます。基金が解散した場合、どうなるかということでございます。

まず、アでございますが、受給者はどうなるかということでございます。下の方の図を見ていただきたいと思います。基金が解散した場合、代行部分に必要な最低責任準備金というのは、厚生年金基金連合会の方に移管されます。そして代行部分の年金は厚生年金基金連合会から支給するということとなります。上乘せ部分につきましては、解散した際の残余財産を各自に分配いたします。(注)のところに書いてございますが、これを一時金として本人が受給することも可能でありますし、分配されました残余財産を厚生年金基金連合会の方に移管いたしまして、老後に年金として支給されるといった選択もございます。

一方、解散時に最低責任準備金に不足がある場合、どうなるかというのが下の方のイでございます。当然ながら、これまで加入しておられた方、あるいは既に受給されておられる方の代行部分の年金の支給のため

に必要な原資でございますので、解散される際にも、最低責任準備金は必ず確保していただくということになっております。仮にこの部分につきまして、積立不足があった場合には、不足相当額を母体企業から一括して徴収するという仕組みになってございます。

11ページでございます。こういった基金の状況の中で、「課題」だと考えられる事項を挙げさせていただいております。

1つ目が積立不足額の納付方法でございます。先ほど申しましたように、現行法上は、不足額がある場合は母体企業が一括して不足分を拠出していただくことになってございますが、現実問題としまして、この不足額を一度で埋めるというのは困難であるというご要望がございます。そのため、不足額の納付を、長期的に分割して支払うような方法がとれないかというご要望がございます。

こういった方法を検討する場合には、分割期間をどの程度とするか、利子の問題をどう考えるか、あるいは徴収体制をどう考えるかといったような課題があらうかと思っております。

もう一つ、納付すべき額が課題としてございます。解散時に納付すべき額について、特例的な措置がとれないかというご要望がございます。具体的にどんな考え方があり得るかについては(注)のところに記載させていただいております。

現在の解散時に納付していただきます最低責任準備金は、将来に必要な給付原資を事前に積み立てるという考え方に基づいております。一方、特例的な措置として考えられますのは、(注)の2行目ではありますが、仮にこういった基金集団が、当初から厚年本体にだけいたとしたら、厚年本体でどれだけの積立金が形成されたであろうかということでもあります。具体的には、基金が免除保険料として得ていた収入と国に代わって支給します代行給付の差額分が、積立金として形成され得たというふうと考えられます。その部分を発足時から積み重ね、厚年本体が現実に出ていた利回りを付すといった考え方でございます。

これをイメージ化したものが下の図でございます。このイメージ図の右側が現在のルールでございますが、将来の給付というものを一定の予定利率等で現在価値に割引いて最低責任準備金を出してございます。特例的な方法として考えられ得ると申し上げたものが左側でございます。すなわち、基金創設当初から免除保険料として得た収入と国に代わって支払った代行給付、この差額分を本体の運用利回り実績も付利しつつ積み重ねていくというものでございます。

この最低責任準備金と特例的な方法のどちらが大きくなるかということは、個々の基金によって異なります。また、どの程度の差が出るかということも、個々の基金によって異なります。ただ、(注)の最後の「なお」書きで書いてございますが、一般的には、こういった特例的な方法をとりますと、年齢構成の高い基金ですとか、長くからやっている歴史の古い基金におきましては、この特例的な方法の方が額は小さ目に出るというふう考えられております。

特例的な方法を考える際にも論点がございます。一番下の「○」でございます。

まず、基金の一般原則というのは事前積立ということでございますから、そういった一般原則とのバランスをどう考えるかというのが1点目でございます。